

平成21年第3回千代田町議会臨時会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 日 8月12日(水曜日)	
○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者の職氏名	4
開 会 (午前10時10分)	5
○開会の宣告	5
○諸般の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決	5
○議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
○町長あいさつ	15
○閉会の宣告	16
閉 会 (午前11時40分)	16

平成21年第3回千代田町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成21年8月7日

千代田町長 大谷直之

1. 期 日 平成21年8月12日
2. 場 所 千代田町議会議場
3. 付議事件
 - (1) 工事請負契約の変更について
 - (2) 工事請負契約の締結について

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 2 名)

1 番	襟	川	仁	志	君	2 番	高	橋	純	一	君
3 番	金	子	孝	之	君	4 番	川	田	延	明	君
5 番	福	田	正	司	君	6 番	小	林	正	明	君
7 番	柿	沼	英	己	君	8 番	富	岡	芳	男	君
9 番	細	田	芳	雄	君	1 0 番	黒	澤	兵	司	君
1 1 番	青	木	國	生	君	1 2 番	坂	本	金	光	君

○ 不 応 招 議 員 (な し)

平成21年第3回千代田町議会臨時会

議事日程（第1号）

平成21年8月12日（水）午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第43号 工事請負契約の変更について
日程第 4 議案第44号 工事請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1番	襟川仁志君	2番	高橋純一君
3番	金子孝之君	4番	川田延明君
5番	福田正司君	6番	小林正明君
7番	柿沼英己君	8番	富岡芳男君
9番	細田芳雄君	10番	黒澤兵司君
11番	青木國生君	12番	坂本金光君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	大谷直之君
教育長	松沢義文君
総務課長	吉永勉君
企画財政課長	田島重廣君
税務課長	加藤忠夫君
住民福祉課長	荒井和男君
環境保健課長	椎名信也君
経済課長	野村耕一郎君
建設水道課長	川島賢君

会兼 計会 管理 者長
教 育 委 員 会 長
事 務 局

塩 田 稔 君
高 橋 充 幸 君

○職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長
書 記
書 記

坂 本 道 夫
関 口 富 佐 子
宗 川 正 樹

開 会 (午前10時10分)

○開会の宣告

○議長(坂本金光君) 改めまして、おはようございます。

ただいま出席議員が12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成21年第3回千代田町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○議長(坂本金光君) 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

今臨時会に付議されている案件は、町長提案の契約の変更1件、契約の締結1件であります。

続いて、例月出納検査結果報告については、平成20年度5月分及び平成21年度4月分の検査結果が監査委員よりなされておりますので、報告いたします。

本日の出席説明員については、今朝ほど配付いたしました一覧表どおりであります。

以上、諸般の報告を終わります。

○会議録署名議員の指名

○議長(坂本金光君) これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

今臨時会の会議録署名議員は、千代田町議会会議規則第118条の規定により、

10番 黒澤兵司君

11番 青木國生君

以上、2名を指名いたします。

○会期の決定

○議長(坂本金光君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(坂本金光君) ご異議なしと認めます。

よって、今臨時会の会期は本日1日と決定いたします。

○議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(坂本金光君) 日程第3、議案第43号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（坂本金光君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 議案第43号 工事請負契約の変更について提案理由の説明を申し上げます。

千代田中学校屋内運動場の耐震補強及び大規模改修工事の建築工事につきましては、工事請負契約額が5,000万円を超えることから、去る6月11日に議会の議決をいただきまして、工事に着手したところです。工事の施工に伴いまして、コンクリートブロック積みの外壁や内部間仕切り壁において鉄筋が不十分であることが判明し、大地震が発生した場合、転倒防止対策が必要となることから、その工事分等として396万9,000円を増額し、変更後の請負金額を1億3,101万9,000円とするものです。

詳細につきましては、教育委員会事務局長より説明させていただきますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（坂本金光君） 教育委員会事務局長、高橋充幸君。

○教育委員会事務局長（高橋充幸君） 議案第43号 工事請負契約の変更について詳細説明を申し上げます。

町長が申しあげましたとおり、千代田中学校屋内運動場の耐震補強及び大規模改造工事の施工に伴いまして、コンクリートブロック積みの壁について鉄筋が途中で途切れていたり、はりに定着していなかったりしている箇所が発見されました。もし大地震が来た場合、コンクリートブロック壁が転倒する危険性があることから、壁の外側と内側から鉄骨で挟み込むような補強工事が必要となり、それらを追加し、工事請負契約を変更することにつきまして議会の議決、承認をお願いするものです。なお、契約の目的、契約の相手方、契約の方法につきましては変更はございません。

以上で詳細説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（坂本金光君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

9番、細田芳雄君。

[9番（細田芳雄君）登壇]

○9番（細田芳雄君） 議案第43号につきまして何点かお聞きいたします。

この補正につきまして、ブロックを積んだところに鉄筋が規定どおり入っていなかった、途中までしか入っていなかったということですが、この工事につきましては、もともと耐震の補強工事に係る契約でございまして、その中に当たって、私たち素人考えで、中にブロックがあった場合、ブロックはもっとも鉄筋コンクリートと比べると、もともとが弱いだらうと私たちは予測するところなのですけれども、そこのところをきちんと検査をせずに、これはやりかえなくてもいいだらうという

見積もりそのものがずさんだったと思うのですけれども、この辺については、町側はこういうずさんな契約をするに当たってどこに責任があったと思っているのでしょうか。そこをお聞かせ願います。

○議長（坂本金光君） 教育委員会事務局長、高橋充幸君。

○教育委員会事務局長（高橋充幸君） 細田議員さんのご質問にお答えいたします。

ただいま行っております工事は、耐震補強及び大規模改造工事ということでして、耐震診断に基づきまして耐震補強を行っているわけです。全員協議会でもご説明しましたが、耐震診断を行いました平成14年度当時では、コンクリートブロック積みの壁が構造体ではないため、耐震診断の調査検討の対象とはなっておりませんでした。ですから、その当時はコンクリートブロック積みの壁を調査する必要がなかったということで私どもは理解しておりまして、その耐震診断に基づきまして耐震補強の実施設計を行ったわけです。責任ということですが、耐震診断につきましてはコンクリートブロック積みの不良箇所の発見までできない当時の診断状況でした。ただ、全員協議会でもご説明したとおり最近ではコンクリートブロック積みの壁の不良が大分発見されておりますので、耐震診断の判定回答でもブロック、壁の調査が必要となっております。責任の所在ということですが、14年度当時では耐震診断の対象外ということでご理解をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（坂本金光君） 9番、細田芳雄君。

○9番（細田芳雄君） この耐震の検査が平成14年ごろだったのですか。その当時は、コンクリートブロックに対しては検査しなくてもいいというようなことだった話なのですけれども、工事そのものは今年度やるということで、21年になっても14年まではなかったから、そこのところはやらなくてもいいという考え方そのものが、耐震工事であれば、その検査した当時、今から6年前ですか、その当時は対象外だったからとはいうものの、今年度工事をやるに当たりまして非常に弱いだらうと。素人だと思うのですけれども、それを対象に入れずに耐震補強の計画を立てた、そのものが私とすると納得できないのです。その当時の責任ではなくて、今現在それを入れずに見積もったということに対して、どうしてそういうことになったのかお聞きしたいと思います。

○議長（坂本金光君） 教育委員会事務局長、高橋充幸君。

○教育委員会事務局長（高橋充幸君） 耐震診断そのものは14年度で、そのときはコンクリートブロック積みの壁は対象外であったわけですが、今回の工事施工に伴いまして、コンクリートブロック壁について最近の不良箇所の事例が多いことから、念のために確認しまして、全面にわたり調査し、不良箇所が全面にわたっているということがわかったわけです。当初から耐震診断、実施設計にはコンクリートブロックの調査というのは含まれておりませんで、本来としては当初からその辺も含まれておれば一番安心だったわけですが、工事の途中で確認しながら、より安全な方法を調査設計し、今回の追加工事となっておりますので、ご理解をいただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（坂本金光君） 質疑ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（坂本金光君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（坂本金光君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第43号 工事請負契約の変更についてを原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（坂本金光君） 挙手全員であります。

よって、議案第43号は原案どおり可決されました。

○議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本金光君） 日程第4、議案第44号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（坂本金光君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 議案第44号 工事請負契約の締結について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、町道27号線、通称広域農道について主要地方道足利邑楽行田線の交差点から東へ1,027.3メートルにわたり路線の傷みが激しいため、舗装補修工事を行うものでありますが、工事請負契約が5,000万円を超えることから、地方自治法第96条第1項第5号並びに千代田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、建設水道課長より説明させますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（坂本金光君） 建設水道課長、川島賢君。

○建設水道課長（川島 賢君） 議案第44号 工事請負契約の締結について詳細説明を申し上げます。

本工事は、先ほど町長が申し上げましたとおり、町道27号線と主要地方道足利邑楽行田線の交差点から東へ北海製罐千代田工場北東角までの舗装補修工事を実施するものであります。去る8月7日、舗装工事Aランク業者5社による指名競争入札を行いました結果、お手元の議案書記載のとおり落札となりました。工事内容につきましては、現在の表層をはがし、セメントと乳剤をまぜて路盤を整備することで堅固な基礎路盤をつくり出すものであります。さらに、その上に基礎を5センチ、表層5センチを重ねまして整備するものであります。

なお、今回の工事に変更となる点につきましては、現在暴走行為防止のための波形道路ができてお

りますが、広域農道は大型車が多く通行するため、車重が大きく路面にかかるため、通常の道路よりも傷みが激しいことから、今回は通常の平たんな舗装工事とする予定であります。工事の完了時期は11月末を予定しております。

参考までに指名業者を申し上げますと、新和建设株式会社、河本工業株式会社、原工業株式会社、小曾根建設株式会社、本田建設株式会社の計5社でございます。

以上で詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（坂本金光君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

7番、柿沼英己君。

[7番（柿沼英己君）登壇]

○7番（柿沼英己君） 工事請負契約の締結について質問したいと思います。

広域農道として使われておるわけですが、近くに工業団地そのものがあり、非常に大型車が頻繁に通行し、道路の傷みも早いわけでございます。そういった中で、かなりの財政負担というものがあるわけですが、今回は国の経済対策によってそれが緩和されておるわけですが、今後を考えると、町道というよりも県道として格上げしていただいて、そういった管理をしていただくことが必要ではないかと、そういう中長期的な観点から答弁をいただきたいと思っております。

○議長（坂本金光君） 建設水道課長、川島賢君。

○建設水道課長（川島 賢君） ご質問にお答えいたします。

町道というよりも県道として格上げしてはどうかというお話でございます。もちろん県が県道として認めてくれるのであれば、それはそれにこしたことはございませんけれども、やはりもとが農道という形で整備がされております。ですから、今回の補修工事につきましてもあくまで維持補修という段階であります。本来であれば一番下の路盤から整備して、もっとしっかりとした道路を構築したいわけでございますけれども、財政難の折でございますので、路盤を改良して、表層を打ち直してそれに耐えるという状況であります。将来的なことにつきましては、まだ何とも言えない状況ではあります。ただ明和町におきまして国道122号線のバイパスが、新たに県のほうへ働きかけて、ぜひ西側のほうへバイパスをつくっていききたいと、そういった話も出ております。そうなってきますと、広域農道がかなり重要な路線として使われるということは当然のことです。ですから、将来的な都市計画道路とか、そういった部分で必要な道路になっていくということで、そういう見通しでございますので、その点につきましては今後十分検討していきたいと思っております。

○議長（坂本金光君） 6番、小林正明君。

[6番（小林正明君）登壇]

○6番（小林正明君） 議案第44号について質問させていただきます。

先ほど課長の説明にもございましたが、今回波形道路を廃止して平面道路にするというお話がございました。ちなみに、あそこはスピードが出るような環境下にあると思います。直線で相当信号も区間が離れているということもありまして、今後そういった道路の維持管理等を考えた場合はやむを得ないのかなと思ったのですが、若者たちだけではないですが、暴走行為等々で、それをまた利用する私たちがそうなのですが、地域の住民の皆さん等の交通事故の増加が懸念されますので、今後町当局でできるかどうかはわかりませんが、所管としては大泉警察署になるかと思いますが、交通安全のためにスピード等の取り締まりとか何らかのスピードの抑制策を考えていただきたい。については交通安全に十分配慮していただきたいと思いますので、ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（坂本金光君） 総務課長、吉永勉君。

○総務課長（吉永 勉君） 小林議員のご質問にお答え申し上げます。

あの波形道路につきましては、明和町分につきましてはもあるのですが、一時期、工業団地が完成した後、ゼロヨン発進というか、若い人たちがかなり寄ってきてまして、暴走行為を繰り返したということであの安全対策を講じたわけでございますが、最近鳴りを潜めておるといいますか、今回うちのほうで廃止しても明和町さんのほうにはまだ残っておりますので、そういうものが出てきた場合には、路面のほうの小さい凹凸、それらをつける等の交通安全対策は考えていかなければならないかなと感じております。また、速度規制等につきましても今後警察等と協議をしながら進めていきたいと思っておりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（坂本金光君） 2番、高橋純一君。

[2番（高橋純一君）登壇]

○2番（高橋純一君） 3点ばかり質問させていただきます。

まず、1点目はこの工事の当初の予定額、それと設計額。2点目といたしまして、当初たしか6月のときに、11ページだったと思うのですけれども、7,444万5,000円の予算に補正で4,300万円を入れたと思うのです。合計で1億1,749万5,000円だと思うのです。この部分の中で、今回の予算はどこで幾らの予算づけをしてあったのかと。3点目といたしまして、町の活性化及び地元業者の保護育成という部分で、また増収の観点から見ても町長の意向とは違うと私は思います。そういう中で、町長の見解も聞きたいと思っております。

以上3点です。よろしく申し上げます。

○議長（坂本金光君） 建設水道課長、川島賢君。

○建設水道課長（川島 賢君） お答えいたします。

工事の設計額と予定額ということでございます。設計額につきましては7,883万円でございます。予定額につきましては、入札を執行した後でございますので、公表させていただきますが、7,173万5,000円です。予算についてでございますけれども、当初予算7,300万円、補正予算4,300万円というお話がございましたが、7,300万円といえますのは維持補修に係る総額であると思っております。町道27号

線についての予算額につきましては、主要地方道足利邑楽行田線の信号から東へ明和町境までの補修工事ということで、当初予算要求につきましては8,300万円を要求したものでございます。しかしながら、財政が厳しい中でありまして、満額回答は無理ということになりまして、半分の4,000万円が当初予算化されたものでございます。その後、新年度に入りまして、国の緊急経済対策で1億円余の臨時交付金がいただけることになりましたので、公共事業も検討してみても、やろうではないかという話になりまして、残りの4,300万円を要求しましたところ、財政のほうも認めてくれまして、7月の議会臨時会のほうで議会のほうへ提出させていただき、補正予算を議決していただいたという経緯でございます。これによりまして、信号機から東側につきましては全線舗装補修工事ができるものということになったわけでございます。

以上でございます。

○議長（坂本金光君） 町長、大谷直之君。

○町長（大谷直之君） お答えいたします。

地元の業者というのは当然育成していかなければならないというふうに考えております。今回の場合はAランクですので、Aランクというと新和さん1社しかこういう土木工事ではないわけなので、5社入れなくてはならないということで、そういうわけで館林から河本工業、それに小曾根さんと原工業さん、それから大泉町の本田建設さんと。そういうわけで5社で競争入札したわけです。皆さん驚きになったと思うのですけれども、設計額、予定額も、これ私が一人で決めるものなのですけれども、この中で河本さんがこれだけの値段を出したということで、ほとんどの皆さんがこんなに安くとってしまったのかなと思っております。これは業界の方から聞いた話なのですけれども、この金額では合わないということです。何でこんなに安くとってしまったのかと。それは漏れ聞こえる話ですから、この場で言ってもいいかわからないので、ここで申しませんが、こういうことでやっていたらほかの業者とか困ってしまうのかなと。また、千代田町で新和さんがとれた場合は、下請なんかでも千代田町を使う場合は当然多いだろうなというふうに私は考えておりましたから、そのようになればいいなという考えは、自分の気持ちとしてはありましたけれども、これは入札ですから、こういう結果になりました。恐らく業界の方はみんな驚いていると思うのです。どうやったらもっとこれが防げる入札ができるのかということで総務課長とも相談して、来年からは、最低価格というのですか、これを規約をつくってやっていこうではないかというふうに相談しております。

以上です。

○議長（坂本金光君） 2番、高橋純一君。

○2番（高橋純一君） 先ほど設計が7,883万円、予算が7,173万円という答えがありましたけれども、今回の落札が6,180万円ということです。約1,000万円の開きがあるのですが、発注者とすれば、設計のミスだったのか、それともよい工事を提供していただきたいという観点から、業者のダンピングによりの確な工事ができないのではという懸念が持たれると思うのですが、建設業法第3章、不当に低

い請負代金の禁止というのがございます。その辺は町長を初め課長も勉強していると思うのですが、一度読ませていただきます。第19条の3です。第3章、建設工事の請負契約。第1節、通則の第19条の3です。注文者は、自己の取引の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請け負い代金の額とする請負契約を締結してはならないと、こういうのが第19条の3にうたっています。先ほど町長がそこで答弁したように、ある業者に聞いたら、この工事はやっても合わないということだと思います。さらには、法律施行令に基づく町の建設工事の入札契約に関する告示が平成15年12月1日に出ております。また、独禁法、下請法、公正取引法、品格法、最後に地方自治法第234条の3に抵触してはいませんか。最近国交省のダンピング受注防止策では、ご存じだと思うのですが、低入札調査の評価額と同様に予定価格の85%を上限にして、それ以上の落札の工事は対象にしない模様だと、これも出ております。その中で、以上のことを踏まえて、本日に至るまで落札をして、町長の答弁があったように、ここに上程されるまでに研究、調査以上のことをしたのかしていないのか。これは、町長と執務代理者の総務課長に伺いたいと思います。

以上です。

○議長（坂本金光君） 総務課長、吉永勉君。

○総務課長（吉永 勉君） 高橋議員のご質問にお答えを申し上げます。

今回の入札につきましては、設計額から21%ぐらいたったですかね、低い価格で落札されたわけですが、近隣の太田市さん、大泉町さん等につきましては最低制限価格というのを設けておまして、これが物によって違うのですが、約2割、多いものと22%ぐらいいつていますかね。少ないもので15%、13%等々があるわけですが、今回の事案が発生したからではないのですが、先ほど町長も答弁申し上げましたとおり、よい仕事をやってもらうには、ある程度の低価格入札者を排除する必要があるのではないかというふうなこともございまして、新年度から最低制限価格を設けるべく現在準備を進めておるところでございます。今回の工事につきましては、設計書ができております。これまでの通常の舗装の補修工事等と変わらない設計でございますので、監督員のほうに指示をいたしまして、設計書どおり仕上がるよう目を光らせていきたいと思っておりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（坂本金光君） 町長、大谷直之君。

○町長（大谷直之君） 今総務課長のほうからお話がありました。私は、申しわけないのですが、勉強不足の面がありまして、今言った法律のことを詳しく熟知していたわけではなかったのです。本当に申しわけなく思っているのですが、これからそんなことのないように勉強していきたいと思っております。建設新聞は、役場へ入っていますから、県の意向とかいろいろな国の意向とかは、今高橋議員さんが言ったとおりのようなことがいろいろ文書には出ていましたけれども、規約とか機構とかというものに対しまして疎かったということは反省しております。これから適切な入札ができるにはどうしたら

いいかということも、私も至らないところがありますから、よく皆さんと聞きながらよい方法でやっていきたいと思います。

以上です。

○議長（坂本金光君） 2番、高橋純一君。

○2番（高橋純一君） 私は、どう解釈しても理解できません。といいますのは、これからの話ではなくて、今回の締結の話をしているわけです。民間企業は、生き残りを図りながらやっているわけですから、6月のときも私は指摘をしたと思うのですけれども、地元への貢献度、その他を入れながら客観的な要素を組み入れて、さらには予定額の事前公表の話もしたと思います。この辺で言いますと千代田町だけです。このような予定額と落札額の開きが出てしまうのではないかと私は懸念しております。先ほど答弁があったように、予定額があって、設計額があって、これだけの開きがあって工事をやってください、担当が行って見ても本当に的確な工事ができるのだろうか。そういう部分先ほど言った法令とかにひっかかってくるのかと思っています。地元の活性化、業者育成等々を考慮すれば、このような結果も出ず、一部の職員の主導のもとに行っているから、このようなことになるのだと思います。本来なら私が言うべきことではなく、町長が指導すべきことだと私は思っております。最後になりますが、今回の案件は業者でなく、先ほど述べたことを理解していない行政に非があると私は思っております。業者は気の毒だと私は思っております。

最後に伺います。入札執行後から案件が本日上程されるまで、行政側からの意見を伺ったと思いますが、町長はどのように意見を伺っておったのか。また、入札前に業者からの情報もあったと思いますが、町長はどのような判断をして今回の本日に至る上程に至ったのか説明していただきたいと思えます。

以上です。

○議長（坂本金光君） 町長、大谷直之君。

○町長（大谷直之君） 私が自分のほうからこういうふうにかうだけどもこうだんべというような話というのは、大づかみの話はしますけれども、入札の金額を入れるというのは、私が10分前ぐらいに一人で決めております。設計がこういう金額になったということは、当然総務課長にも来てもらっていろいろお話をしながらやるわけなのですけれども、私のほうの考えですと、Aランクの人とBランクの人の差はつけております。Aは、Bよりも厳しい低い価格を設定しております。こういう予定価格というのですか、それを教えないということは、どうしてそういうふうに行っているかと申しますと、当分の間は、前、総務課長がお話ししたとおり、どういうやり方が一番いいかというのは、これはまだ決められないのですけれども、予定価格を教えなくても設計は業者はできるわけですから、設計価格というのは当然業者はわかるわけなのです。ですから、そういう中で予定額を教えないでやったほうが、俗に言う談合というのですか、話し合いがしづらいのではないかと、そういう考えのもとに今までのやり方をやっております。地元業者がとれなかったということは、入札を最安値でとって

そういうことになってしまったので、下請の人とかいろんな方には仕事が回らないのかなというので、それはそれで仕事を与えられるような機会がなかったなというふうな考えはすぐ持ちました。ですから、この最低価格というのをできるだけ早く、規約をつくれればすぐできるかもしれないのですけれども、早急に考えて、地元の業者が少しでも潤うようなやり方がいいのかなというふうな考えは持っているわけですから、今回はこういうことができてしまったので本当に申しわけないのですけれども、慎重にこれからもやっていきたいなというふうに、高橋さんの提案はもっともだという考えは持っておりますので、そのような考えで進めていきたいと思えます。

以上です。

○議長（坂本金光君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（坂本金光君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

2番、高橋純一君。

[2番（高橋純一君）登壇]

○2番（高橋純一君） 反対の立場から討論させていただきます。

先ほど述べた建設業法、もう一度読みます。不当に低い請負代金の禁止。注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請け負い代金の額とする請負契約を締結してはならない。第19条の3にあります。先ほど述べた法令を重んじれば、業者の責任ではなく、職員の主導のもと本日に至ったと思います。これからの話ではなくて本日の締結の話でございまして、全くの認識不足と私は理解しております。さらに、判断ミスと理解しております。よって、法令を曲げてまで私は賛成するわけにはいきません。

以上です。

[「休憩動議」と言う人あり]

○議長（坂本金光君） ただいまより休憩に入ります。

休 憩 （午前10時54分）

再 開 （午前11時35分）

○議長（坂本金光君） 休憩を閉じて再開いたします。

討論に入ります。

7番、柿沼英己君。

[7番（柿沼英己君）登壇]

○7番（柿沼英己君） 賛成の立場から討論したいと思います。

地方自治法の本質によりますと、競争入札ということによって、町が安く契約できることによって

町が税金をその分使わなくて済むということも考えられるわけです。指名競争入札について、地方自治法について述べさせていただければ、資力、信用、その他の適当である特定多数の競争参加者を選んで入札の方法によって競争させ、最も有利な条件を提供した者との間に契約を締結する契約方式を言うということでもあります。したがって、この契約に何ら瑕疵はないわけでありまして、町民からすれば安く品質設計書どおりにやるわけですから、邑楽、館林を代表する建設会社でありますので、品質の面についてはきちんと検査をするにしましても、設計書どおりにやるということですので、私は賛成であります。

以上であります。

○議長（坂本金光君） ほかに討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（坂本金光君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第44号 工事請負契約の締結についてを原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（坂本金光君） 賛成多数であります。

よって、議案第44号は原案どおり可決されました。

以上で今臨時会に付議されました案件はすべて議了いたしました。

○町長あいさつ

○議長（坂本金光君） 町長に発言を求められておりますので、これを許します。

町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 平成21年第3回議会臨時会閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、工事請負契約の締結に関する案件につきまして熱心にご審議を賜り、ご提案申し上げた議案につきまして議了いただき、心からお礼を申し上げる次第でございます。

さて、2年に1度の防災訓練の実施年であり、来る9月27日に予定しております。この防災訓練は、台風や地震などの災害について認識を深め、町民の皆様が平素から災害に対処する心構えを持っていただくことを目的に実施しており、今回14回目となります。皆様もご承知のとおり、我が国は世界有数の地震国であり、これに限らず台風、土砂災害、豪雪、津波、最近ではゲリラ豪雨などが発生しており、過日館林市内においては竜巻被害が起こってしまい、信じがたい災害が全国各地で多発しております。館林市内における竜巻発生の日、現地対策本部を初め被災地をお見舞いさせていただきましたが、自然の猛威に言葉を失うばかりでした。

本町において地理的に見ますと、土砂災害が発生するような場所ではありませんが、河川のはんらんや都市型水害、竜巻、大地震発生時における火災など、さまざまな被害が予想されます。幸いにも近年本町では大きな災害が発生しておりませんが、町といたしましては、これまで以上に安全安心のまちづくりを大きい柱とする事業を積極的に推進してまいりたいと思っておりますので、ご協力を心からお願い申し上げます。

最後になりますが、まだまだ暑い日が続きます。議員各位におかれましては、何かとご多忙の折とは存じますが、お体を十分にご留意いただき、なお一層ご活躍くださいますようご祈念申し上げます、お礼のあいさつといたします。ご協力ありがとうございました。

○閉会の宣告

○議長（坂本金光君） 以上をもちまして、平成21年第3回千代田町議会臨時会を閉会いたします。
大変ご苦労さまでした。

閉 会 （午前11時40分）

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを確認し、ここに署名する。

平成21年 月 日

千代田町議会議長 坂 本 金 光

①署名議員 黒 澤 兵 司

②署名議員 青 木 國 生